個人情報取扱事務の諮問事案書 (第10条第2項)

諮	問	問事:		項	固定資産税・都市計画税の評価額計算における新たな家屋評価シ ステムの稼働に伴う外部サーバとのオンライン接続				
所	管		課	等	資産税課				
事	務	の	名	称	固定資産税・都市計画税賦課業務				
事	務	の	目	的	固定資産税・都市計画税賦課業務の実施にあたり、平成29年6月1日から稼働予定の新たな家屋評価システムでは、管理負担軽減等の観点から庁舎内にサーバを設置せず、外部データセンターに設置のサーバに庁舎内のクライアントPCを接続して稼働させる方式を採用した。なお、外部データセンターと市役所本庁舎を繋ぐ回線は、機密性に優れたLGWAN回線を使用する。				
開	始 予	定	年月	日	平成29年6月1日				
個	人	D	類	型	現行システムが導入された平成19年以降に小田原市内に新・増築等を行い、システム内にデータ登録された家屋所有者(約10,000件)及び、新たなシステムが導入される平成29年以降に小田原市内に新・増築等を行い、新たにデータ登録される家屋所有者。				
個人情報の項目名				名	家屋評価調書記載項目(氏名、住所、所有物件所在地、課税標準額等)				
個収	人 集		報 す	をる	収集先	_	収集課等	_	
個利	人用		報す	をる	保有課等	_	利用課等	_	
個提	人供	情	報す	をる	提供課等	資産税課	提供先	外部データセンター (株式会社SBS情報システム (家屋評価システム開発業者))	
本実	人施	通 の	知 有	第の					
	人通知合はそ		行わな 里由	:V)	_				

- ※ 項目は諮問内容に応じて適宜記入・変更してください。
- ※ 個人情報の収集:各実施機関外から情報を集めること

個人情報の利用:各実施機関内で個人情報を遣り取りすること

個人情報の提供:各実施機関外に情報を供すること

実施機関:議会、市長、行政委員会等の各意思決定機関